

#### 第 4 7 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の項中「 8 , 6 0 0 円」を「 1 万 2 , 0 0 0 円」に、「 2 万 2 , 0 0 0 円」を「 3 万 3 , 0 0 0 円」に、「 4 万 3 , 0 0 0 円」を「 6 万 4 , 0 0 0 円」に、「 8 万 6 , 0 0 0 円」を「 1 2 万 9 , 0 0 0 円」に、「 1 3 万円」を「 1 9 万 5 , 0 0 0 円」に、「 1 7 万円」を「 2 5 万 5 , 0 0 0 円」に、「 2 2 万円」を「 3 3 万円」に、「 3 0 万円」を「 4 5 万円」に、「 1 万 3 , 0 0 0 円」を「 1 万 9 , 0 0 0 円」に、「 3 万円」を「 4 万 5 , 0 0 0 円」に、「 6 万 5 , 0 0 0 円」を「 9 万 7 , 0 0 0 円」に、「 1 2 万円」を「 1 8 万円」に、「 2 0 万円」を「 3 0 万円」に、「 2 7 万円」を「 4 0 万 5 , 0 0 0 円」に、「 3 4 万円」を「 5 1 万円」に、「 4 8 万円」を「 7 2 万円」に、「 1 9 万円」を「 2 8 万 5 , 0 0 0 円」に、「 2 6 万円」を「 3 3 万 9 , 0 0 0 円」に、「 3 9 万円」を「 5 1 万 3 , 0 0 0 円」に、「 5 1 万円」を「 5 8 万 5 , 0 0 0 円」に、「 6 6 万円」を「 7 3 万円」に、「 8 7 万円」を「 9 8 万 2 , 0 0 0 円」に改め、同表 3 の項中「 8 7 万円」を「 9 8 万 2 , 0 0 0 円」に、「 1 万円」を「 1 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同表 4 の項中「 4 万 6 , 0 0 0 円」を「 5 万 5 , 0 0 0 円」に改め、同表 5 の項中「 2 万 6 , 0 0 0 円」を「 3 万 9 , 0 0 0 円」に改め、同表 6 の項中「 6 , 9 0 0 円」を「 1 万円」に、「 1 万 8 , 0 0 0 円」を「 2 万 7 , 0 0 0 円」に、「 3 万 9 , 0 0 0 円」を「 5 万 3 , 0 0 0 円」に、「 6 万 9 , 0 0 0 円」

を「7万6,000円」に、「9万7,000円」を「12万2,000円」に改め、同表7の項中「1,700円」を「2,500円」に、「2,700円」を「4,000円」に、「1万7,000円」を「1万9,000円」に改め、同表8の項中「470円」を「700円」に改め、同表9の項中「5,000円」を「5,600円」に、「9,000円」を「9,400円」に、「3万4,000円」を「3万5,000円」に、「4万8,000円」を「4万9,000円」に、「14万円」を「14万6,000円」に、「24万円」を「24万9,000円」に、「46万円」を「47万4,000円」に改め、同表13の項中「9,000円」を「9,600円」に、「4,000円」を「4,300円」に改め、同表14の項中「5,000円」を「5,400円」に、「3,000円」を「3,300円」に改め、同表15の項中「8,000円」を「8,500円」に改め、同表16の項中「4,000円」を「4,300円」に改め、同表17の項中「1万円」を「1万1,000円」に、「2万2,000円」を「2万3,000円」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に、「5万円」を「5万2,000円」に、「12万円」を「12万4,000円」に、「19万円」を「19万9,000円」に、「38万円」を「39万6,000円」に改め、同表19の項中「8,000円」を「8,600円」に改め、同表20の項中「9,000円」を「9,600円」に改め、同表21の項中「9,000円」を「9,900円」に、「3万5,000円」を「3万6,000円」に、「4万7,000円」を「4万9,000円」に、「11万円」を「11万5,000円」に、「18万円」を「18万6,000円」に、「37万円」を「38万3,000円」に改め、同表23の項中「1万2,000円」を「1万3,000円」に、「8,000円」を「8,400円」に改め、同表24の項中「9,000円」を「9,900円」に、「2万円」を「2万1,000円」に、「3万3,000円」を「3万4,000円」に、「4万5,000円」

を「4万6,000円」に、「10万円」を「10万4,000円」に、「16万円」を「16万7,000円」に、「33万円」を「34万1,000円」に改め、同表25の項中「8,000円」を「8,300円」に改め、同表26の項中「9,000円」を「9,100円」に改め、同表27の項中「12万円」を「12万6,000円」に改め、同表29の項及び30の項中「3万3,000円」を「3万6,000円」に改め、同表31の項中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同表37の項及び38の項中「3万3,000円」を「3万6,000円」に改め、同表40の項中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同表43の項中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

43の2 建築基準法 第58条の規定に基づく東京都市計画高度地区に定める建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
--	---------------------------	-------	------	---------

別表46の2の項の次に次のよう加える。

46の3 建築基準法 第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の敷地面積の制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき
46の4 建築基準法 第67条の2第5項	特定防災街区整備地区内の建築	1件につき	16万円	許可申請のとき

第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料			
46の5 建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	特定防災街区整備地区内の建築物の間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	1件につき	16万円	許可申請のとき

別表47の項、49の項、51の項及び52の項中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同表54の項中「10万5,000円」を「10万8,000円」に改め、同表55の項及び56の項中「7万8,000円」を「8万2,000円」に、「2万8,000円」を「2万9,000円」に改め、同表56の2の項及び56の3の項中「2万8,000円」を「2万9,000円」に改め、同表57の項中「7万8,000円」を「8万2,000円」に、「2万8,000円」を「2万9,000円」に改め、同表57の2の項中「2万8,000円」を「2万9,000円」に改め、同表58の項中「6,400円」を「6,900円」に、「1万2,000円」を「1万3,000円」に改め、同表59の項中「2万7,000円」を「2万8,000円」に改め、同項の次に次のように加える。

59の2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する	促進地区内防災街区整備地区計画区域内の予定	1件につき	16万円	許可申請のとき
------------------------------	-----------------------	-------	------	---------

<p>法律（平成 9 年法律 第 4 9 号）第 1 1 6 条第 1 項の規定に基 づく建築物の敷地と 道路との関係の特例 の許可の申請に対す る審査</p>	<p>道路に係る建築 物の敷地と道路 との関係の特例 許可申請手数料</p>			
--	--	--	--	--

付 則

この条例は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。ただし、別表に 4 3 の 2 の項、4 6 の 3 の項から 4 6 の 5 の項まで及び 5 9 の 2 の項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法等の改正に伴い、許可申請に係る事務手数料を新設するとともに、開発行為及び建築確認等に係る事務手数料の額を改定する必要があるので、この条例案を提出いたします。